

坂井市パートナーシップ宣誓制度

ガイドブック

坂井市



目次

1 パートナーシップ宣誓制度について

パートナーシップ宣誓制度について

宣誓することができる方

2 パートナーシップ宣誓制度の手続き方法

宣誓手続きの方法

宣誓に必要な書類（チェックリスト）

パートナーシップ宣誓書

パートナーシップ宣誓書受領証

3 受領証の届出事項の変更・返還について

4 利用できる行政サービスについて

5 よくある質問

6 参考資料

1 パートナーシップ宣誓制度について

坂井市では、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、すべての人の人権が尊重され、性の多様性が認められる共生社会の実現を目指すことを目的にパートナーシップ宣誓制度を導入します。

この制度は、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束したお二人が、自分らしくいきいきと生活されることを坂井市が応援するものです。



みんなが主役 未来の君が笑顔であるために

SDGs 坂井市



宣誓することができる人

[利用対象者]

双方またはいずれか一方が性的マイノリティであるカップルが対象です。

※性的マイノリティ…性的指向（恋愛・性愛の対象）が異性に限らない人、自身の身体的性と性自認が不一致の方など。）

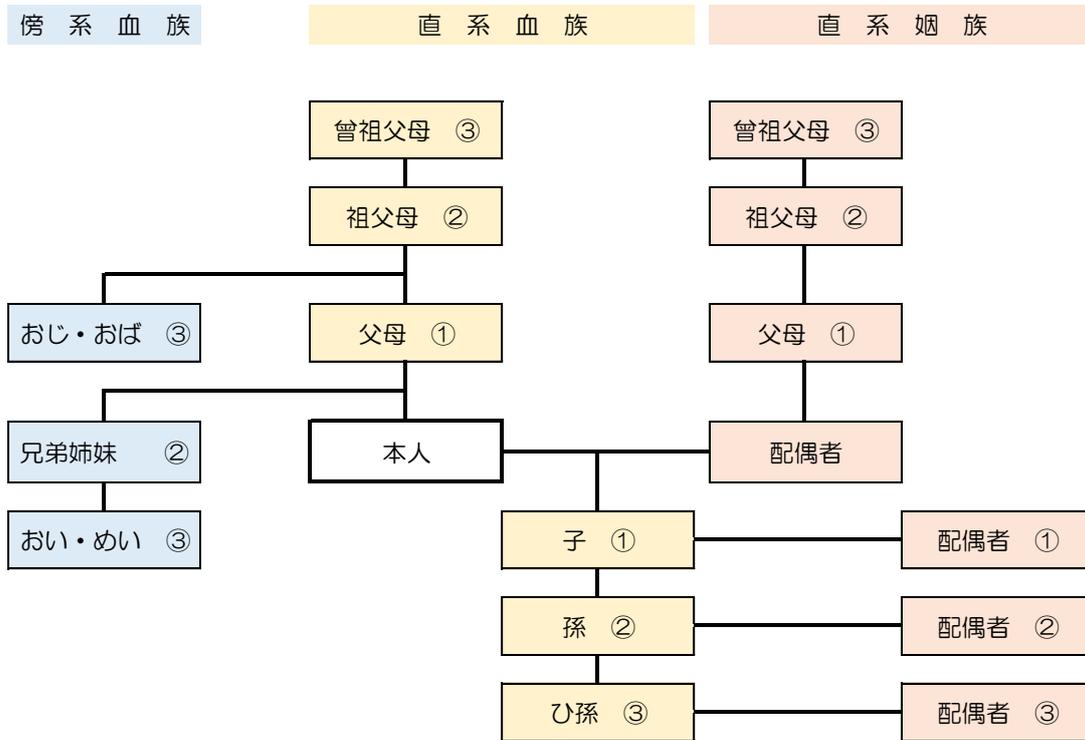
[対象者の要件]

- ① 宣誓者の双方が成年（18歳）に達していること
- ② 宣誓者のうち、双方もしくはいずれか一方が坂井市内に住所を有している、または坂井市内へ転入を予定していること
- ③ 宣誓者の双方が、日本国内において配偶者がなく、かつ、日本以外の国においても当該パートナー以外の配偶者がいないこと
※戸籍抄本等で確認させていただきます。在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書など配偶者がいないことを確認できる書類を提出する場合は、日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること）を添付してください。
- ④ 宣誓しようとする方以外とパートナーシップ関係がないこと
- ⑤ 宣誓しようとする方同士が近親者でないこと（3ページ参照）

(参考) パートナーになれない親族

ここに記載された続柄の方は宣誓できません。

三親等内親族図



※○内の数字は、親等を表す。

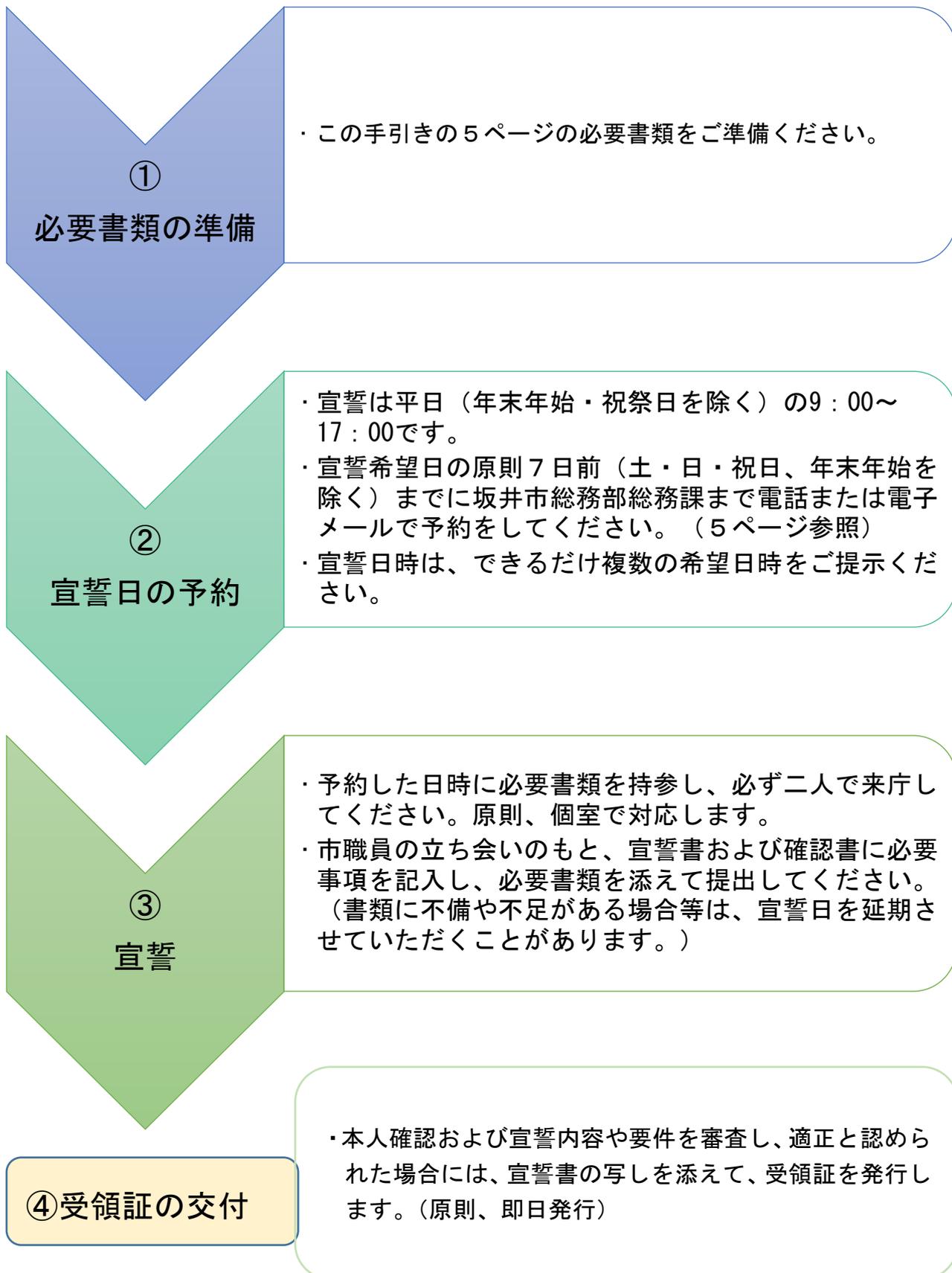
※ 民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）

直系血族または三親等内の傍系血族の間では婚姻をすることができない。

※ 民法第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）

直系姻族の間では、婚姻をすることができない。

2 パートナーシップ宣誓制度の手続き方法（流れ）



連絡先および手続き場所

坂井市総務部総務課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1

TEL 0776 (50) 3010 (直通)

メールアドレス : soumu@city.fukui-sakai.lg.jp

宣誓書対応時間 平日 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く)

事前予約受付時間 平日 8:30~17:15

宣誓に必要な書類 (チェックリスト)

必要書類	詳細など	チェック
宣誓書	様式第1号 (※市役所が用意します) 宣誓日に自署していただきます	<input type="checkbox"/>
確認書	様式第2号 (※市役所が用意します) 宣誓日に自署していただきます	<input type="checkbox"/>
住民票の写しまたは 住民票記載事項証明書	宣誓日の3ヶ月以内に発行されたもので、個人番号の記載がないもの	<input type="checkbox"/>
現に婚姻をしていないことを証明 する書類	宣誓日の3ヶ月以内に発行された独身証明書または戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) または戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) ※外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書など配偶者がいないことを確認できる書類。この場合、日本語訳 (翻訳者の氏名を記入すること) を添付し提出してください。	<input type="checkbox"/>
市内に住所を有していない場合、 市内への転入を予定していること が確認できる書類	転入予定がわかる書類 (例) 転出証明書、転居先の賃貸契約書等 ※宣誓後、3ヶ月以内に市内に転入したことがわかる住民票の写しを提出していただきます。	<input type="checkbox"/>
本人確認書類	【1種類の提出が必要なもの】マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等 【2種類の提出が必要なもの】健康保険証、年金証書等	<input type="checkbox"/>
氏名とあわせて通称名の使用を希望する場合、通称名を日常的に使用していることがわかる書類	通称名を使用していることが客観的にわかるもの (例) 診察券・会員証・自宅宛の郵便物等	<input type="checkbox"/>

(表)

様式第1号(第4条関係)

坂井市パートナーシップ宣誓書

坂井市長 様

私たちは、坂井市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

年 月 日

宣誓者	戸籍上の氏名	フリガナ	フリガナ
	または通称名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
	※転入予定の場合		
	転入予定日	年 月 日	年 月 日

※宣誓書の欄は自署してください。

やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名等をご記入ください。

代筆者	戸籍上の氏名		
	または通称名		
	住 所		

本人確認	個人番号カード・旅券 運転免許証 その他 ()	個人番号カード・旅券 運転免許証 その他 ()
------	--------------------------------	--------------------------------

(裏)

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書

宣 誓 者		
戸籍上の氏名 ※外国籍の人の場合 はそれに準ずるもの		
通称名		
転入予定の場合	(転入予定日) 年 月 日	(転入予定日) 年 月 日
電話番号		
メールアドレス		
<input type="checkbox"/> 今後、必要に応じて現況を確認するため、市長が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、調査する場合があることに同意します。		
<input type="checkbox"/> 受領書の提示先から、宣誓の有無について問い合わせがあった場合、情報提供することに同意します。		
確認事項（該当する□に✓印をつけてください。）		
(関連性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した双方または一方が性的マイノリティである二人の関係である。	第2条第1項第1号,第2号	<input type="checkbox"/>
(年齢) 宣誓当日において、民法に規定する成年に達している。	第3条第1項第1号	<input type="checkbox"/>
(住所) 双方または一方が市内に住所を有している。または宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している。	第3条第1項第2号	<input type="checkbox"/>
(婚姻の有無) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がない。	第3条第1項第3号	<input type="checkbox"/>
(パートナーシップの有無) 宣誓する相手方以外の者とパートナーシップの関係にない。	第3条第1項第3号	<input type="checkbox"/>
(近親者でないこと) 民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にない。（ただし、養子縁組をしている場合を除く。）	第3条第1項第4号	<input type="checkbox"/>
	宣 誓 番 号	第 号

3 受領証の届出事項の変更・返還について

受領証の届出事項の変更

住所や氏名の変更などにより宣誓書に記載した事項に変更があったときは、坂井市パートナーシップ宣誓書受領証変更届出書を提出してください。

変更内容が確認できる書類とすでに発行している受領証の提出が必要です。
本人確認ができる書類（5ページ記載）も持参してください。

変更内容が確認できる書類の例

住所変更の場合	住民票、住民票記載事項証明書
氏名変更の場合	戸籍抄本等
通称名変更の場合	給与明細書、通称名の記載のある住民票等

受領証の返還

宣誓者の方が次のいずれかに該当する場合は、受領証を返還していただきます。
以下に該当するときは、坂井市パートナーシップ宣誓書受領証返還届出書を提出し、受領証を返還してください。

本人確認ができる書類（5ページ記載）を持参してください。

- (1) パートナーシップが解消されたとき
- (2) 双方が本市に住所を有しなくなったとき
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (4) 一方または双方が宣誓要件に該当しなくなったとき

宣誓が無効になるとき

- (1) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- (2) 受領証を不正に利用し、または偽造し、もしくは変造したと認められるとき

※無効とした受領証の交付番号を坂井市のホームページに記載する場合があります。

4 利用できる行政サービス

受領証を提示することで受けられるサービスは、市のホームページでご確認ください。



坂井市ホームページ

5 よくある質問

- Q1 パートナーシップと婚姻制度の違いは？
- A1 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、坂井市パートナーシップ宣誓制度は、パートナーシップ関係にあること宣誓・届出されたお二人に対し、要綱に基づき、市が届出を受理したことを証明するもので、法的な効力は生じません。
- Q2 なぜ制度を導入するのですか？
- A2 本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりの取り組みが広がっていくことを期待しています。
- Q3 対象は同性パートナーだけですか？
- A3 一方または双方が性的マイノリティで宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。
- Q4 同居していないと制度を利用できないのですか？
- A4 少なくとも一方が市内に在住または転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。
- Q5 プライバシーは守られますか？
- A5 宣誓に関しては、原則として個室で行います。なお、職員には守秘義務が課されています。
- Q6 郵送や代理人による申請はできますか？
- A6 ご本人の確認をし、職員の面前にて宣誓していただきますので、郵送や代理人による届出はできません。
- Q7 受領証はすぐに交付されますか？
- A7 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付します。ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますのでご了承ください。
- Q8 宣誓は二人で行かないとだめですか？
- A8 本人確認と二人の意思を確認の上、宣誓書に署名をいただくため二人でお越しくください。
- Q9 受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか？
- A9 使用できません。お二人がパートナー関係であると宣誓されたことを証明するものです。
- Q10 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？
- A10 戸籍の記載は変わりませんが、住民票の続柄を「縁故者」とすることが可能です。詳しくはお問合せください。
- お問合わせ先：市民生活課 0776-50-3030
- Q11 市外に転出する場合はどうすればよいですか？
- A11 お二人とも坂井市に居住しなくなる場合は、受領証の返還手続きが必要です。9ページ「受領証の返還」をご覧ください。

6 参考資料

坂井市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（本文のみ）

令和5年10月4日

坂井市告示第253号

（趣旨）

第1条 この告示は、すべての市民が個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。

（2）宣誓 市長に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

（1）民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

（2）いずれか一方が、本市に住所を有しているか、又は本市への転入を予定していること。

（3）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

（4）宣誓に係るパートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓する旨について、あらかじめ市に連絡しなければならない。

2 宣誓者は、坂井市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないときは、宣誓者及び市職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

（1）現住所が確認できる書類

（2）現に婚姻していないことを証明する書類

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓者は、宣誓書を提出する際に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に

掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他前各号に準ずるものとして市長が適当と認める書類
(通称の使用)

第5条 宣誓者は、性別違和感（自己の身体の性別に違和感をもつことをいう。）等市長が特に理由があると認める場合は、氏名に代えて、通称名（社会生活上日常的に使用している氏名をいう。）を使用することができるものとする。ただし、宣誓書及び宣誓書受領証の裏面部分については、この限りでない。

(本市への転入の届出)

第6条 宣誓者が第3条第2号に該当する場合は、第4条第2項の書類を提出した日から3月以内に、本市への転入を証する住民票の写しにより、市長に届け出なければならない。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第7条 市長は、パートナーとして認めた場合において、宣誓書の写しを添付の上、坂井市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する者のうち、本市への転入を予定している場合については、坂井市パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の届出があったときにおいて、宣誓書の写しを添付の上、受領証を交付するものとする。

(受領証等の変更)

第8条 受領証の交付を受けた者は、住所、氏名その他宣誓書に添付した書類の記載事項に変更があった場合は、次条の規定に該当するときを除き、坂井市パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第4号。）に、受領証及び次に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(1) 戸籍抄本（当該改姓又は改名後のものであって、変更届出書の提出日以前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の届出には、第4条第3項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づき受領証を交付するものとする。

(受領証の返還)

第9条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、坂井市パートナーシップ宣誓書受領証返還届出書（様式第5号）に受領証を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が本市に住所を有しなくなったとき。ただし、一時的な場合を除く。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 前項の届出については、第4条第3項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (2) 受領証を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認められるとき。

(個人情報の適正な取扱い)

第11条 市長は、この告示に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

坂井市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

2023年11月 第1版発行

発行：坂井市総務部総務課

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

TEL0776-50-3010（直通） FAX0776-66-4837

E-Mail soumu@city.fukui-sakai.lg.jp